

「日本基督同胞教会史」研究会

基督同胞教会条例の翻刻作業を終えて

藤田 和也

1. はじめに一「目録」に基づいて

小田原十字町教会に保存されている『基督同胞教会条例』¹（以下『条例』）は、8編 28章から成る。『条例』とその底本である1901年版 *Origin, doctrine, constitution, and discipline of the United Brethren in Christ*（以下 *Discipline (1901)*）²の目録に基づけば³、その内容は以下のとおりである。

第1編 教会（the Church）

第1章 基督同胞教会の起源（Origin of the Church）

第2章 信仰の告白（Confession of Faith）

第3章 規則（Constitution）

第2編 教会員教会政治及び宣教（Membership, Government and Ministry）

第4章 教会員（Members）

第5章 教会政治（Government of the Church）

第6章 宣教事業（Ministry of the Church）

第7章 牧師転任（Itinerancy）

第8章 女執事（Deaconesses）

第9章 学科課程（Course of Study）

（第10章 Appeals）

（第11章 Seceding Members. Specian Enactment）

第3編 道徳的革新（Moral Reform）

第12章 特別規則（Special Rules）

第4編 教会財産（略）（Property）

（第13章 Church-Houses and Parsonages）

（第14章 Board of Church Trustees）

第5編 基督教的訓練の設備（Institutions for Christian Instruction and Training）

第15章（Sabbath Schools）

- (第16章 Young People's Christian Union)
- (第17章 Christian Stewardship Commission)
- 第6編 慈善及び教育事業 (略) (Benevolent and Educational Institutions)
 - (第18章 Home, Frontier, and Foreign Missionary Society—Constitution)
 - (第19章 Woman's Missionary Association)
 - (第20章 Women's Aid Society—Constitution)
 - (第21章 Church-Erection Society—Constitution)
 - (第22章 Printing Establishment and Church Publications)
 - (第23章 Education)
 - (第24章 Historical Society)
- 第7編 境域 (略) (Boundaries)
 - (第25章 Bishops' Districts)
 - (第26章 Annual-Conference Districts)
- 第8編 法式及び書式 (Formulas and Forms)
 - 第27章 法式 (Formulas)
 - 第28章 書式 (Forms)

『条例』では第4, 6, 7編が省略されており、いずれも「原書ニ就て見る可し」との付記がなされている。また第2編では第10, 11章が、第5編では第16, 17章が省略されている。本稿では第1, 2, 3, 5, 8編の内容を概観し、その特質を述べるとともに、省略箇所に関しては *Discipline (1901)* を参照しつつ、邦訳時に省略がなされた経緯を考察する。

2. 第1編「教会」

第1編は3章から成る。第1章「基督同胞教会の起源」では、同胞教会成立の経緯と規則書編纂に至るまでの歴史が述べられる。キリスト教を「其不振の状況より興すべく、神は18世紀中頃オッターバイン (Philip William Otterbein, 1726- 1813) とベーム (Martin Boehm, 1725- 1812) をペンシルベニア州に、ゲッティング (George A. Guething, 1739- 1812) をメリーランド州に起こした。そして三度にわたる総会を経て、「基督同胞」(United Brethren in Christ) なる名称が決定される。その後オッターバインに代わりニューカマー (Christian Newcomer, 1749- 1830) が監督となり、「オハイオ州の年会」⁴において規則書編纂のために総

会が開催されることが決議される。1815年6月6日ペンシルベニア州で開催された第1回総会における熟議を経て⁵、最初の規則書が頒布される。以上が第1章において「起源」として述べられるが、特筆すべきは、同胞教会内部に存する自由と不統一が第1章においてことさらに強調されていることである。たとえば第3回総会開催の経緯として、以下の記述がある。

この間に人数益々増加し來りしかば、こゝに其團結を鞏固にし、以て主の葡萄園にて尚ほ多く成功せる労働を為さんために、年會を開くの已むを得ざるに至れり。蓋し或る者はプレスビテリアン、或は獨乙改革派にして、又或る者はルーテル派に屬し、或はメンノナイト派なりき⁶。

(Meantime, the number of members continued to increase, and the preachers were obliged to appoint an annual conference, in order to unite themselves more closely and to labor more successfully in the vineyard of the Lord; for some had been Presbyterians or German Reformed, some Lutherans, and others Mennonites.⁶)

また第3回総会の議決内容が以下のように要約されている。

かれ等こゝに一會合に團結し名づけて『基督同胞』と称し、ウキリアム・オッテルバイン及びマルティン・ベーム両氏を挙げて監督となし、洗禮の方式に就ては、各々自己の信條に従て之を處するの自由あるべきことを議決せり⁷。

(There they united themselves into a society which bears the name "United Brethren in Christ," and elected William Otterbein and Martin Boehm as superintendents, or bishops, and agreed that each of them should have liberty as to the mode of baptism, to administer it according to his own convictions.⁷)

同胞教会は従来の教派教会の枠を超えて成立した教派であるが、こうした条例の文言にみられるのは、同胞教会の成立以来の開放性に対する自負であり、「信仰のダイナミズム」への信頼であるといえる。

第2章「信仰の告白」には、当時の同胞教会の信仰告白が掲載されている。これは現在の Church of the United Brethren in Christ の信仰告白とは異なり、全

13か条である⁶。ここにおいても「洗禮の方式と晩餐式の法とは常に各個人の判断に一任」されるべきであるとして、聖礼典執行の方式に関して一定の自由が認められている⁷。

第3章「規則」は5条から成る。その大半は総会の権限に関する事柄であり、そこには条例改正の手順も含まれる。第3条第1項ではキリスト教的性格に反する「秘密集会」(secret combinations)に関して総会が規則を制定することが認められている。これは後述する第3編「道徳的革新」に含まれる第12章第4項「秘密結社」の記述と併せて、条例制定当時の本国の教会を取り巻く状況を反映したものであると思われる。*Discipline (1901)* では続く第3条第2項で奴隷制を容認しないことが宣言されているが、『条例』では断りなく省略されている。ただし、『条例』は奴隷制に関する記述すべてを省略しているのではなく、第12章では反奴隷制を訴える第3項をそのまま記載している。

3. 第2編「教会員教会政治及び宣教」

第2編は6章から成る。第4章「教会員」では入会志願者の入会手続きにくわえ、教会員の審問や移転、除名の手続きについて述べられる。第2項では「教会員の義務」が18項目に分けて説かれるが、ここではとくに第7番目の「政府に服従する事」と第18番目の「服従の義務」に着目したい。これらの諸規則が本国において、また日本においてどれほど実質的な効力をもっていたか定かではないが、前者は同胞教会(員)の対国家の関係を規定するものであり、後者は、「教会員の義務」に従わない場合資格停止ないし退会の処分を受け得るとして、諸規則への服従を教会員に義務付けるものである。

第5章「教会政治」では組会から総会に至るまでの組織構成が記されている。基本となる組織は「各地方教会又は組合」(a local church or congregation)、すなわち各個教会であるが、牧師と教会員が認めれば、教会をさらに組会(class)に細分化することができる。各教会には役員会が設置されるが、役員と組長(class-leader)とは必ずしも一致しない。そして組会、教会の上位に四季会(quarterly conference)、年会(annual conference)、総会(General Conference)が置かれる。

第6章「宣教事業」から第8章「女執事」で述べられるのは、いわば同胞教会の職制である。第6章第1項から第3項では勸士(exhorter)、四季会伝道師(quarterly-conference preacher)、年会伝道師(annual-conference preacher)の免許や試験、試問に関する規定が述べられる。四季会伝道師は後述する学科課程

を修了したうえで「一總會年期以上」活動すると、年會に推薦される。年會によってその推薦が許容されれば、年會伝道師として新たに学科課程を履修することができる。

第5項では「教會の宣教は下の如き次席に従て區分せらるべし。第一長老及び教師試補。第二、轉任者（在職、老朽及び定員外の）及び地方傳道師」とされる⁸。第6項(8)より、聖禮典を執行できるのは長老(elder)のみである。教師試補(licentiate)とは「年會の免許をうけ而かも未だ任命」されていない「宣教師」(minister)であるとされる。これは第6項(1)の記述を踏まえると、学科課程を修了したものの、未だ按手を受けていない年會伝道師を指していると考えられる⁹。地方伝道師(local preacher)とは「牧師轉任者」(itinerant)として許容されていない年會伝道師である。

したがって、同胞教會の職制は聖禮典を執行できる長老と、聖禮典を執行できない伝道師とに分かれるといえる。伝道師はさらに四季會管轄の四季會伝道師と、年會管轄の年會伝道師とに分かれる。さらに年會伝道師は牧師轉任者と地方伝道師とに分かれる。他方、長老のうち四季會を司る者は長老司(presiding elder)、年會と總會を司るものは監督(bishop)と呼ばれる。

なお女性は四季會及び年會伝道師のほか、各地方教會の女執事としても活動することができる。条例において明言されていないものの、女執事と勸士は教職者というよりも信徒の役職として捉えられるべきものである。

第9章「学科課程」では四季會伝道師と年會伝道師が修了すべき学科課程が述べられる¹⁰。前者は2年(最長3年)で、後者は3年(最長5年)で修了する必要がある。課程履修中の四季會伝道師の免許は毎年更新されねばならないが、修了して試験に合格すれば、更新の義務は免除される。3年以内に修了できなかった場合は、「永久の免許を與へて生涯其地位に止ま」ることとなる¹¹。すなわち、四季會伝道師となって3年経過すれば更新不要の免許が自動的に与えられるが、課程を修了していなければ年會への推薦は得られない。他方、年會伝道師は課程を修了すると長老として按手を受けるために年會に出されるが、5年以内に修了できなかった場合は四季會に引き渡される。

『条例』に基づいて伝道師のカリキュラムを要約すると、以下のようになる。

	四季会伝道師	年会伝道師
第1年	同胞教会条例 I 旧約歴史 キリスト教神学 倫理学 キリスト伝 I 創世記・マルコ・マタイ	論理学 新約神学 組織神学 I 教会史 I 説教筆述 (イザヤ・ヨシユア・使徒行伝)
第2年	同胞教会条例 II 旧約預言書 教会史 説教学 神学提綱/キリスト教証拠論 キリスト伝 II 出エジプト・ルカ・ヨハネ	心理学 証拠論 旧約総論 パウロ伝 教理史 I 組織神学 II 教会史 II 詩篇・ロマ書
第3年		哲学史 教理史 II 新約総論 牧会学 有神論 十二預言書・ヘブライ書・テモテ書

『条例』における学科課程は、*Discipline (1901)* におけるそれとは大きく異なる。まず年限に関する規定が異なる。*Discipline (1901)* では年限は四季会伝道師の場合2年（最長4年）年会伝道師の場合4年（最長5年）とされている。科目数や科目名も異なる所が多く、同一名称の科目であっても使用される教科書や履修学年は一致していない。さらに *Discipline (1901)* においては両課程に設置されているドイツ語講読コース (German course of reading) が、『条例』ではすべて削除されている¹²。これらのことから、日本基督同胞教会が——監督制を採る同胞教会にあって——日本年会の教師養成に関してある程度独自の権限をもっていたと解釈することも不可能ではない。あるいは、日本の教会の現状に即した教師養成のシステムへと変更がなされたと推察することもできる。いずれにせよ、『条例』における学科課程がいかなる手続きを経て決定されたのかを明らかにする必要がある。

なお伝道師は必ずしもこれらの科目すべての試験を受験する必要はない。第6章第3項(7)によると、「吾人の学校」か「教会を代表して試験を行ふ人々の認可せる程度の或学校」において既に修了している科目がある場合は、当該科目の試験は免除される。また第9章第4項(3)によると、教師試補の場合、聯合聖書

学校 (Union Biblical Seminary) ¹³ を卒業すれば「年会規定の学科課程」に関する試験は免除される。

ところで、後述のとおり条例は禁酒禁煙を強調しているが、それは教師養成とも関連する。第6章では喫煙者は伝道師の免許を取得することができず、また伝道師であるにもかかわらず喫煙をしていると判明した場合、伝道師免許が取り消されると規定されている¹⁴。飲酒に関しては直接の規定はないものの、教会員が1) 飲料として酒類を蒸溜／販売／使用した場合、2) 酒類の製造販売に使用される財産の貸借をした場合、3) 酒類の製造販売の免許請願書に調印した場合、4) 酒類の販売者の保証人となった場合には「不道德の行為」として処分されるとの規定が第12章第1項(1)にある。これは場合によっては退会処分ともなり得るものである。

第10章「控訴」(Appeals)と第11章「会員の脱退——特別制定」(Seceding Members, Special Enactment)は『条例』ではすべて省略されている。*Discipline (1901)*の第10章では、組会ないし教会の決定に不服がある場合は四季会に、四季会の決定に不服がある場合は年会に、年会の決定に不服がある場合は控訴院(court of appeals)に控訴することができると規定されており、条文の多くは控訴院に関するものである。第4章第3項(2)や第5章第5項(17)には第10章参照の指示があり、『条例』においてもそれは反映されている。それにもかかわらず第10章が省略されているのは、そこに含まれる規定の大半が控訴院、すなわち総会管轄の組織に関するものであることに因ると思われる。*Discipline (1901)*の第7編第26章によれば、Japan Mission Conferenceは4つの監督区域のうち西部地区に含まれる。そして第27章によれば、日本の領土のうち宣教総合委員会(General Board of Missions)¹⁵に占有(occupied)されている地域はすべて日本年会に含まれる。『条例』が日本基督同胞教会なる一年会においてしか参照されない以上、総会設立の控訴院に関する規定はさほど重要でないと思われるかもしれない。

第11章では総会の秩序と規則に従わなかった長老司、牧師、四季会会員、信徒に対する処分が規定されている。第11章以前にも信徒や教職者の処分に関する規定はあるものの¹⁶、それらは「不品行」や「不道德」、「違法」、教会規則への不服従の廉によるものであり、総会との関係に起因するものではない。とはいえ、第10章が被処分者の扱いや処分の手順に関してとりたてて新たな規定を追加することはない。

4. 第3編 「道徳的革新」

第3編は第12章「特別規則」のみから成る。ここには同胞教会の倫理的／道徳的態度が表明されている。条例はここで禁酒禁煙、反奴隷制、反秘密結社を明確に掲げるとともに、戦争への消極的態度を示す。とりわけ奴隷制度と秘密結社に言及している第3項と第4項に関しては、前述の第3章第3条と併せて、条例制定当時の本国の文脈を反映しつつ、それに対する同胞教会の姿勢を打ち出す文言であるといえる。

なお筆者が確認できた限りでは¹⁷、Discipline が反奴隷制を掲げるのは1821年から¹⁸、反秘密結社を掲げるのは1833年から¹⁹、禁煙を掲げるのは1889年からである²⁰。禁酒については1815年より前の規律書 (*Discipline Prior to 1815*)²¹でも説かれているが、勸士と教職者による「蒸留酒の蒸溜ないし販売」が禁じられるのは1833年から（正確には1834年から）²²である。

第6項では同胞教会の戦争への態度と思想が以下のように説かれる。

自ら進むで攻撃の態度を取り、国民的戦争に干渉するは断じて吾人の賛せざる所。而かも国家政府の正当なる威權に至ては吾人之を認め、反乱或は軍勢の侵入に對し吾等の国民的結合を防護するの責任あるを信ず。且つ防護のため、吾等の政府の正当なる威權により必要に際して干戈に訴ふるは毫も基督教的の精神に戻る所あるを見ざるなり^五

(We most positively record our disapproval of engaging in voluntary national aggressive warfare; yet we recognize the rightful authority of the civil government, and hold it responsible for the preservation and defense of our national compact, against treason or invasion by any belligerent force, and we believe it to be entirely consistent with the spirit of Christianity to bear arms when called upon to do so by the properly constituted authorities of our government for its preservation and defense.^六)

このように条例は国家の自発的な侵略戦争に関与することに対しては反対するものの、政府 (civil government) には反乱や侵略から国民を守る責任があり、政府当局の要請によって武装し、兵役に服することはキリスト教の精神に適うと主張する。

第7項では「姦淫の罪」以外の理由による離婚が禁止される。これは姦淫以外の理由による離婚の権利を否定するのみならず、結婚しようとする両者のうち一

方が「正当なる理由以外の原因」によって離婚した者であった場合に、結婚式の執行を禁止するものである。

5. 第4編から第8編まで

第4編「教会の財産」は第13章「会堂と牧師館」(Church Houses and Parsonages)と第14章「教会管理者委員会」(Board of Church Trustees)から成る。第4編が省略された際、教会が自前の建物や財産を所有していることを前提とした規定は、宣教地である日本において直ちに必要とされないとの判断がなされた可能性がある。

第5編「基督教的訓練の設備」は第15, 16, 17章から成るが、『条例』では第15章以外省略されている。その第15章も *Discipline (1901)* では5項から成るが、『条例』では第2項「年会の関係及び義務」と第3項「安息日学校の組織」以外は省略されている。第16章は Young People's Christian Union (of the United Brethren in Christ) に、第17章は Christian Stewardship Commission に関する規定であるが、これらもまた日本の同胞教会とはさほど関係しないと判断され、省略されたと考えられる。

第6編と第7編の省略も同様の理由によるものと思われる。第6編で扱われるのは同胞教会の各委員会や協会に関する規定であり、第7編で扱われるのは各監督区域と年会区域の境域である。未だ宣教地である一年会の内部でのみ読まれることを想定して『条例』が翻訳されたのであれば、第4編から第7編の大半が省略されたのも無理はない。

第8編「法式及び書式」は第27章「法式」と第28章「書式」から成る。前者はいわゆる式文であり、入会式、洗礼式(成年/小児)、晩餐式、長老就任式、起工式、奉堂式、結婚式(2種類)、葬儀におけるそれが掲載されている。後者には10種類の書式が掲載されており、うち3種は教会員(信徒)に関するものであり、7種は勸士・女執事と教職者に関するものである。

6. おわりに

本稿では『条例』の内容を概観しつつ、底本 *Discipline (1901)* との比較をつうじてその特質を述べた。比較を経て、『条例』において省略/削除されている規定に共通する性格が明らかにされた。『条例』において明言されないものの、それらの規定は日本年会や国内の教会とさほど関係しないと判断が翻訳の際になされ

たと推察される。

筆を置くにあたり、翻刻作業を経て筆者が抱いた疑問を今後の研究課題として二三記しておく。第一に職制と教師養成のシステムに関するものである。具体的には、聯合聖書学校とそのほかの同胞教会の神学校との関係はいかなるものであったか、学科課程とそこで使用されるテキストに何らかの神学的傾向はみられるか、教職者養成において日本基督同胞教会ないし日本年会はどれほど独自の権限を行使することができたか。

第二に『条例』と教会の現場との関係である。すなわち、『条例』の規定はどの程度実践されたか、またどれほど教会の実情に即したものであったか。

第三に条例翻訳の経緯と方針である。本稿では『条例』がいくつかの規定を省略／削除していることを確認したが、そうした省略／削除の基準や理由をより詳細に考察するためには、*Discipline (1901)* の邦訳という営みがいかなる経緯と方針によってなされたのかを明らかにする必要がある。

〈註〉

- 一 『条例』第1章、5頁。本稿では注の煩雑化を避けるため、3行以上の引用のみに注を付した。
- 二 *Discipline (1901)*, ch. 1, p. 8.
- 三 『条例』第1章、5頁。
- 四 *Discipline (1901)*, ch. 1, p. 9.
- 五 『条例』第12章第6項、43頁。
- 六 *Discipline (1901)*, ch. 12, sec. 6, p. 81.

1 本稿では『条例』の直接引用に際し、「基督同胞教会條例（戒能校訂＋外谷・藤田＋戒能）4」に記載された文言を改変せず使用した。ただし、各編・章・項の題目を引用する際は算用数字を用いるとともに、旧字体はすべて新字体に改め、送り仮名や仮名遣いも適宜訂正し、統一した。また必要に応じて *Discipline (1901)* の原文も並行して引用した。

2 本稿では本国の United Brethren in Christ の教会規則に言及する際、*Discipline*（発行年）と表記する。また特定の版ではなくそれらの総体に言及する際は *Discipline* と表記する。なお本稿で扱う *Discipline* はいずれも Huntington University RichLyn Library ないし Princeton Theological Seminary Library 所蔵であり、Web 上で閲覧可能である。

3 『条例』には底本に関する記述はないが、『条例』が1904年に発行されたことや1904年以前の *Discipline* のうち『条例』と目録内容が一致しているのは *Discipline (1901)* のみであることから、本稿では『条例』の底本として *Discipline (1901)* を用いることとする。

4 ニューカマーにより設立された、いわゆるマイアミ年会であると思われる。

5 第1回総会に関しては United Brethren in Christ, *Extracts from the written journal of the Proceedings of the General Conference from 1815 to 1873*, Dayton, 1890, p. 3 を参照。

6 信仰告白が明確に13か条に分けられたのは *Discipline (1889)* からである。

- 7 聖礼典の方式に関して個人の判断の余地を与える記述は、多少の表現の変更を伴いつつ、1915年以來信仰告白において常に保持されている。
- 8 *Discipline (1901)* では "Classes" とされている第5項の題目を、『条例』は「組会」と訳しているが、これは誤訳であると思われる。ここではおそらく、職制が長老と伝道師とに分かれていることを指して「階級」や「種別」といった意味で用いられているに過ぎない。
- 9 ただし、第9章では課程履修中の四季会伝道師や年会伝道師に対しても「教師候補」なる呼称が用いられている。
- 10 *Discipline (1901)* では第8章第2項に女執事の学科課程に関する規定が掲載されているが、『条例』では省略されている。
- 11 この規定は *Discipline (1901)* にはみられない、『条例』独自のものである。*Discipline (1901)* では、4年以内に修了できなかった者の免許は更新されないと規定されている。
- 12 『条例』の第9章第3項に該当するが、そこには「(畧之)」とのみ記述されている。
- 13 第3章第1条第8項では Union Biblical Seminary が「ユニオン神學校」と訳されているが、これはマンハッタンにあるユニオン神學校 (Union Theological Seminary in the City of New York) とは別物である。1871年に設立された Union Biblical Seminary は1906年に Bonebrake Theological Seminary へと改称し、1954年には the Evangelical School of Theology と合同して United Theological Seminary となった。
- 14 四季会伝道師に関しては第6章第2項(5)を、年会伝道師に関しては第6章第3項(6)を参照。
- 15 これは第3章第1条第8項において総会の管轄とされる外国伝道会 (Foreign Missionary Society) とは別の組織であると思われる。
- 16 信徒に関しては第4章第2項(11)、(18)と同章第3項を、勸士と四季会伝道師に関しては第6章第9項(1)を、年会伝道師に関しては同項(2)を参照。なおここでは伝道師、長老、監督の総称として「年会伝道師」なる語が用いられている。
- 17 A. W. Drury によれば、奴隷制と飲酒に関する記述は *Discipline (1821)* に、秘密結社に関する記述は *Discipline (1829)* にみられるという。Drury, "Introduction," *Disciplines of the United brethren in Christ*, Dayton, 1895, p. ix を参照。
- 18 *Discipline (1821)* の "Further Appendix" を参照。"Further Appendix" 自体は21年5月15日開催の総会にて採択されたものである。
- 19 *Discipline (1833)* の "Appendix" を参照。ここでは「あらゆる意味でのフリーメイソン」(Free-Masonry in every sense of the word) が否定されている。*Discipline (1841)* では「あらゆる意味でのフリーメイソン」の否定にくわえて (sec. 25)、「規則」(Constitution) において「秘密結社」(secret combinations) といかなる関わりももたないことが述べられている (sec. 2, art. 2, sec. 2)。これは同年の総会で採択された「新規則」("new constitution")の一部であると思われる。
- 20 *Discipline (1889)* の ch. 12, sec. 1 を参照。伝道師の禁煙に関しては ch. 6, sec. 2, 3 を参照。
- 21 *Discipline Prior to 1815* に関しては Drury, op. cit., pp. vi-vii を参照。
- 22 *Discipline (1833)* の「火酒の販売と蒸溜」(the Vending and Distillation of Ardent Spirits) に以下の記述がある(斜字筆者)。Should any Exhorter, Preacher, or Elder, from and after the next annual conferences in 1834, be engaged in the distillation or vending of ardent spirits, he shall for the first and second offence be accountable to the quarterly or yearly conference, of which he is a member; said conferences will in meekness admonish the offending brother to desist from the distillation or vending of ardent spirits, as the case may be; should these

friendly admonitions fail, and the party continue to act in the same and it be proven to the satisfaction of the yearly conference, if a preacher or elder, and if an exhorter proven before a quarterly conference, such preacher, elder or exhorter, will for the time not be considered a member of this church.